

令和3年度大阪府私立高等学校等教育振興補助金の各事業概要および補助要件について

(1) 共通事項

(補助要件)

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの取組に係る経費であること。

(2) 教育相談体制の整備事業

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用

不登校の生徒等の教育機会についての支援 等

(補助要件)

次のいずれの要件も満たすこと。

- ①有資格者（公認心理士、臨床心理士、精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士など）を活用した取組であること。
- ②契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月2回以上の活用実績があること。ただし、学校に常駐する等、児童生徒等の希望に応じて、随時活用することができる場合は除く。

(3) 特別支援教育に係る活動の充実事業

専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講

特別な支援を必要とする児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポート

特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等の活用 等

(補助要件)

取組内容に応じて、次のいずれかの要件を満たすこと。

ただし、幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校及び特別支援学級を置く学校の取組は除く。

①助言や研修の場合は、原則として、全ての教職員を対象に年2回以上の取組があること。

②支援体制の構築の場合は、契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月1回以上の活用実績があること。ただし、学校に常駐する等、児童生徒等の希望に応じて随時活用することができる場合は除く。

③教材等の活用の場合は、原則として、授業が行われる期間に毎週1回以上の取組があること。